

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年8月15日

支出負担行為担当官代理

気象研究所総務部長 小林 雄二

1 当該招請の主旨

本業務は、Xバンド二重偏波フェーズドアレイ気象レーダーによる観測技術の高度化のための調査を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められるものがある場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 Xバンド二重偏波フェーズドアレイ気象レーダーによる観測技術高度化のための調査業務

(2) 業務内容 Xバンド二重偏波フェーズドアレイ気象レーダーによる観測技術の高度化のための調査として、ノイズ軽減等による観測データの品質向上に係る調査とデータ圧縮等によるレーダーの高度防災利用に係る調査を行う。このうち前者については、クラッタ抑圧手法及び空中線特性計測・較正方法を調査する。また後者については、データ圧縮手法とともに、観測機能の高度化として、バイスタティック観測を実現するシステムクロック及びデータの同期手法並びにパルス圧縮使用時のレーダー近傍の観測感度低下を軽減するための観測方法及び信号処理方法を調査する。各事項の調査においては、ハードウェア及びソフトウェアの両面から検討するとともに、実機への実装・実現方法の提案もしくは困難である具体的な根拠の提示を行う。

(3) 履行期限 令和8年3月31日(火)

3 業務目的

気象研究所では、研究施策「高性能気象レーダー（二重偏波フェーズドアレイ気象レーダー）による観測技術の高度化のための研究事業」において、Xバンド二重偏波フェーズドアレイ気象レーダー（以下、「XMP-PAWR」という。）を用いた局地的大雨・降雹・雷放電等の顕著な大気現象の機構解明と監視・予測技術に係る研究を推進している。この一環として本件は、

XMP-PAWRによる観測技術の高度化のための調査を目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① XMP-PAWR について、Digital Beam Forming の改善によるクラッタ抑圧方法、レーダーシステムのクロック及びデータの同期手法、パルス圧縮使用時のレーダー近傍の観測感度低下を軽減するための観測方法及び信号処理方法について、ハードウェア及びソフトウェアの両面から、実機への実装・実現方法の提案もしくは困難である具体的な根拠の提示のために十分な知識と技術力を有することを、資料によって証明できること。
- ② 本業務を実施する技術者は、XMP-PAWR の電気・機械・信号処理に関する十分な知識と技術力を有することを、資料によって証明できること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 当研究所から提供された資料は、担当職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせないこと。このことの証明として、本業務の執行体制を資料によって示すこと。

(6) 業務実績に関する要件

X バンドの周波数帯（9 GHz 帯）における二重偏波機能を有するフェーズドアレイ型気象レーダーの開発を行った実績があり、資料や写真等によりこのレーダーの顧客への納入実績を証明できること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

- ① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課調査官 三枝 直史

電話 029-853-8560 E-mail 5c810f30.met.kishou.go.jp@jp.teams.ms

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所台風・災害気象研究部 足立 透

電話 029-853-8580

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年8月15日(金)から令和7年9月4日(木)まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和7年9月5日(金) 15:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、原則として電子メールにより提出すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとされた理由の説明を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口照会 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。